

湯前町公告第 105 号

湯前町財務規則（昭和 39 年規則第 1 号）第 59 条（以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 30 日

湯前町長 長 谷 和 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

議場用椅子の購入

(2) 調達に係る担当部局

湯前町役場議会事務局

〒868-0621 熊本県球磨郡湯前町1989番地1

電話番号 0966-43-4132

ファックス番号 0966-43-3013

(3) 調達物品の内容

「仕様書」のとおり

(4) 納入期限

令和 7 年 6 月 10 日（火）

(5) 納入場所

湯前町役場議会事務局

(6) 入札方法

紙入札による入札

(7) 入札金額

入札金額は、仕様書に記載する調達にかかる費用とする。なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額により入札すること。

(8) 適用規定

仕様書に特段の定めがない事項については、湯前町物品購入等及び業務委託一般競争入札心得（令和 6 年告示第 1 号）（以下「入札心得」という。）及び湯前町物品購入等及び業務委託一般競争入札実施要領（令和 6 年要領第 19 号）（以下「要領」という。）、湯前町物品購入等及び業務委託一般競争入札に係る入札金額内訳書の提出に関する取扱要領（令和 6 年要領第 22 号）の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の (1) から (5) までは定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 要領第 8 条に規定する資格者名簿に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、公告の日から令和7年5月14日（水）午後5時までの間、入札参加資格審査申請を受け付ける。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 仕様書の内容を満たしていることを証明できること。
- (5) 入札心得第2条第4号の規定による入札参加停止又は保留措置を受けていないこと。

3 入札参加のための申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 納入物品仕様書及び添付書類 ※仕様書に記載のある参考製品の場合は不要

(2) 提出方法

(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年5月14日（水）午後5時まで

(4) 提出先

1 (2) の担当部局

(5) 確認結果の通知

一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 仕様書等に対する質問の受付期間

1 (2) の担当部局において、公告の日から令和7年5月14日（水）午後5時まで受け付ける。

(2) 質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得

湯前町ホームページ及び1 (2) の担当部局において、公告の日から令和7年5月14日（水）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 日時 令和7年5月16日（金）午前10時00分

イ 場所 湯前町役場 応接室

ウ 入札書の提出方法

入札書（代理人が入札するときは、入札書及び委任状）をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年5月15日（木）（必着）までにイの場所へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に

1 (1) の件名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の件名を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

エ 入札書の日付の記載 公告日以降の入札書作成日を記載すること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない湯前町の職員）の下に

(3) イの場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定する。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからスまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時（入札開始宣言）までに所定の場所に到達しない入札

ウ 入札に際して、談合等による不正があった入札

エ 同一事項の入札に対して、2以上の意思表示をした入札

オ 記名及び押印のない入札

カ 入札書の記載事項が確認できない入札

キ 入札書の金額の表示を改ざんし又は訂正した入札

ク 委任状を持参しない代理人のした入札

ケ 入札年月日の漏れのある又は誤りのある入札

コ 金額に「¥」字又は「金」字が冠されていない入札

サ 所定の入札書によらない入札

シ 訂正抹消した箇所に押印のない入札

ス その他、あらかじめ指示した事項に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (2) の担当部局に申し出ること。ただし、当該申出は4 (3) アの入札日時までに行うこと。

1 (2) の担当部局は、申出を行った者から内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

否

(2) 契約の締結期限

落札決定の日から起算して10日（町の休日を除く。）以内。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、次のア及びイのとおり、規則第54条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、同項の規定により、全部又は一部を納付させないことがある。また、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ア 納付期限 (3) 2 の締結期限

イ 提出場所 1 (2) の担当部局

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ

(1) 問合せ先

湯前町役場議会事務局

電話番号 0966-43-4132

ファックス番号 0966-43-3013

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（町の休日を除く。）